

## 小坂町技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針

### 1 現状

(1) 職種ごとの人数・平均給与・平均年齢等のデータ及びこれに対応する民間従業員のデータ

(平成19年4月1日現在)

区分	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	参考
									A/B
小坂町	51.5歳	6人	305,233円	346,540円	326,019円	-	-	-	-
うち	用務員	1人	x	x	x	用務員	53.9歳	227,200円	-
	給食調理員	2人	x	x	x	調理士	44.1歳	234,700円	-
	運転手	3人	298,067円	377,315円	336,573円	自家用乗用 自動車運転	53.2歳	234,700円	1.41
秋田県	48.0歳	492人	335,815円	378,901円	362,198円	-	-	-	-
国	49.8歳	5,193人	287,094円	-	320,514円	-	-	-	-
類似団体	48.6歳	9人	271,177円	293,202円	283,707円	-	-	-	-

区分	参考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
小坂町	-	-	-
うち用務員	x	3,284,300 円	x
うち給食調理員	x	2,965,500 円	x
うち自動車運転手	5,909,425 円	3,350,900 円	1.76

※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。

(平成16年～18年の3ヶ年平均)

※ 技能労務職員の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※ 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

※ 個人が特定される可能性があるものについては公表しない。(2人以下の項目)

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成19年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である  
 2 「平均給与月額」とは、給料月の額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額の合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。  
 また「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

(2) 年齢別職員数

区分	40歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳
	未満	43歳	47歳	51歳	55歳	59歳	以上
全体	0	1	1	1	2	1	0
うち用務員	0	0	0	1	0	0	0
うち給食調理員	0	0	0	0	2	0	0
うち自動車運転手	0	1	1	0	0	1	0

(3) その他給与に関する事項

① 給料表

単純労務職給料表（国家公務員の行政職棒級表(二)の1～4級の組合せ)を適用

② 各種手当

各支給要件に応じて、扶養手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当を支給

③ 昇給基準

毎年1月1日に、前1年間における勤務成績に応じて、4号給(55歳を超える場合は2号給)を標準として昇給する。

2 基本的な考え方

基本的には、退職不補充とし、必要な業務については、民間委託や非常勤職員や臨時的任用職員で対応を検討していく。

3 具体的な取込内容

各年度における人事院及び人事委員会の勧告等と今後とも同等となるよう、適正な運用を実施していく。  
平成18年度から特殊勤務手当の見直しを行い、このうち技能労務職員に係る同手当については、特殊自動車作業手当を廃止した。